

コンプライアンスに係る庁内推進体制の構築について

1. 趣旨

市民との信頼関係の構築、それをより強固にしていくことを目的として、職員一人ひとりへのコンプライアンス意識の醸成や、風通しの良い職場づくりなどを進めるために、各局区におけるコンプライアンスの推進体制を構築する。

2. 各局区における役職者の配置

コンプライアンスの推進のために各局区に以下の役職者を配置する。

- ① 局区コンプライアンス責任者：局区長
- ② 局区統括コンプライアンス推進員：局区長の指名する者、1名※1
※1 原則として局区長が指名する次長・副区長とする。
- ③ コンプライアンス推進員：原則※2各課及び課相当の組織の長
※2 第一種公所のうち、ポスト課長がいる場合は、各ポスト課長を推進員とする。
ポスト課長がいない場合は、その公所の長を推進員とする。

3. 各役職者の役割

<p>■局区コンプライアンス責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 局区における最高責任者として、コンプライアンス推進の総合調整を行う。 ● 統括コンプライアンス推進員との協同による風通しのよい職場づくり（オフサイトミーティングや職場訪問等）を行う。
<p>■局区統括コンプライアンス推進員</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 風通しの良い職場づくりを進めるためのオフサイトミーティングや職場訪問等の企画・実行。 ● コンプライアンス推進員との連絡調整やコンプライアンス推進員への指導・助言。 ● 統括コンプライアンス推進員連絡会（半期に1回程度開催予定）にて各局区における取り組み状況や職場における課題等についての情報共有。 ● その他、コンプライアンス意識の浸透・向上、風通しの良い職場づくりを進めるための局区独自の取り組み（研修会の実施等）についての企画検討・実施。
<p>■コンプライアンス推進員</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職員に対するコンプライアンス意識の啓発（朝礼・職場ミーティング等での行動規範集の浸透）・指導監督・助言。 ● 朝礼・職場ミーティング等の実施状況の局区コンプライアンス責任者への報告。

4. 推進体制の運用開始日（各役職者への発令日）

9月1日（火）